

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方厚生局 No. 10

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名
 中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務
 ・中小企業団体に法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等
 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等

事務・権限の概要
 ○目的：
 中小企業組合制度は、中小企業が共同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の構造改善を図るために必要な組織を設け、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。
 ○根拠法令：
 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 等
 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項、第42条第1項 等
 ○厚生局の具体的な業務概要
 厚生局は、中小企業組合のうち、厚生労働省の所管に属する事業が組合員資格又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領、立入検査等の事務を行っている。（中小企業組合の業種や地区等ごとに、所管する主務大臣又は都道府県知事を定めている。）

予算の状況
 （単位：百万円）
 共通経費等の内数（平成25年度予算）

関係職員数
 16人の内数（平成25年4月1日現在）

事務量（アウトプット）
 （全国）

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	567	592	627	639	665
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	23	16	8	4	16
解散届数	9	11	5	9	10
定款変更認可件数	275	262	422	248	260
立入検査件数	1	1	1	0	1
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	2	0	2
立入検査件数	0	0	0	0	0

（北海道厚生局）

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	9	10	11	11	11
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	0	0	1	0	0
解散届数	0	0	0	0	0
定款変更認可件数	6	4	1	1	4
立入検査件数	0	0	0	0	1
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	0	0	0
立入検査件数	0	0	0	0	0

（東北厚生局）

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	20	20	21	20	21
中小企業等協同組合法					
5 設立認可件数	0	0	0	0	0
解散届数	0	0	0	0	0
定款変更認可件数	12	6	12	5	6
立入検査件数	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	1	0	1
立入検査件数	0	0	0	0	0

(関東信越厚生局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	196	201	213	221	234
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	5	5	2	1	6
解散届数	3	5	1	2	2
定款変更認可件数	96	94	146	98	103
立入検査件数	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	1	0	1
立入検査件数	0	0	0	0	0

(東海北陸厚生局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	76	82	82	81	88
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	5	3	1	0	1
解散届数	1	1	1	3	1
定款変更認可件数	22	27	65	36	32
立入検査件数	1	1	1	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	0	0	0
立入検査件数	0	0	0	0	0

(近畿厚生局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	110	112	124	126	128
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	11	5	2	1	4
解散届数	5	3	1	3	5
定款変更認可件数	52	57	89	57	53
立入検査件数	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	0	0	0
立入検査件数	0	0	0	0	0

(中国四国厚生局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	69	76	82	83	81
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	1	1	1	1	1
解散届数	0	2	0	1	1
定款変更認可件数	51	37	63	30	37
立入検査件数	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	0	0	0
立入検査件数	0	0	0	0	0

(四国厚生支局)

	H20	H21	H22	H23	H24
所管組合数	29	29	28	28	31
中小企業等協同組合法					
設立認可件数	1	0	1	0	4
解散届数	9	8	16	5	10
定款変更認可件数	9	8	16	5	10
立入検査件数	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織に関する法律					
定款変更認可件数	0	0	0	0	0
立入検査件数	0	0	0	0	0

	(九州厚生局)																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管組合数</td> <td>58</td> <td>62</td> <td>66</td> <td>69</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>中小企業等協同組合法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設立認可件数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>解散届数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>定款変更認可件数</td> <td>27</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中小企業団体の組織に関する法律</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定款変更認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		H20	H21	H22	H23	H24	所管組合数	58	62	66	69	71	中小企業等協同組合法						設立認可件数	0	2	0	1	0	解散届数	0	0	0	0	0	定款変更認可件数	27	29	30	16	15	立入検査件数	0	0	0	0	0	中小企業団体の組織に関する法律						定款変更認可件数	0	0	0	0	0	立入検査件数	0	0	0	0	0
	H20	H21	H22	H23	H24																																																								
所管組合数	58	62	66	69	71																																																								
中小企業等協同組合法																																																													
設立認可件数	0	2	0	1	0																																																								
解散届数	0	0	0	0	0																																																								
定款変更認可件数	27	29	30	16	15																																																								
立入検査件数	0	0	0	0	0																																																								
中小企業団体の組織に関する法律																																																													
定款変更認可件数	0	0	0	0	0																																																								
立入検査件数	0	0	0	0	0																																																								
地方側の意見	地方移譲（全国知事会見解 平成 22. 7. 15）																																																												
その他各方面の意見	－																																																												
平成 21 年工程表における見直しの内容	－																																																												
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	－																																																												
その他既往の政府方針等	－																																																												
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">A - a</div>	<p>(区分の理由等)</p> <p>一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。</p> <p>事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。（移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。）</p> <p>※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>																																																												
備考																																																													

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方厚生局 No. 11

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	社会福祉法人（広域）等の認可																																																																																		
事務・権限の概要	<p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的には、以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の定款の認可 ・社会福祉法人の定款の変更の認可 ・社会福祉法人の解散の認可 ・社会福祉法人の合併の認可 等 <p>（関係する法令・通知）</p> <p>○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 30 条、第 31 条、第 43 条、第 46 条、第 49 条 等</p> <p>○社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障発第 890 号、社援発第 2618 号、老発第 794 号、雇児発第 908 号）等</p>																																																																																		
予算の状況 （単位：百万円）	社会福祉法人認可事務運営等経費 0.53 百万円の内数（平成 25 年度予算）																																																																																		
関係職員数	50 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																																																																		
事務量（アウトプット）	<p>1. 所管社会福祉法人数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道厚生局</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>東北厚生局</td><td>13</td><td>14</td><td>17</td></tr> <tr><td>関東信越厚生局</td><td>116</td><td>122</td><td>139</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>20</td><td>21</td><td>23</td></tr> <tr><td>近畿厚生局</td><td>57</td><td>64</td><td>68</td></tr> <tr><td>中国四国厚生局</td><td>31</td><td>35</td><td>40</td></tr> <tr><td>九州厚生局</td><td>26</td><td>30</td><td>34</td></tr> <tr><td>合計</td><td>264</td><td>287</td><td>322</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 定款変更認可件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道厚生局</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>東北厚生局</td><td>6</td><td>12</td><td>14</td></tr> <tr><td>関東信越厚生局</td><td>50</td><td>82</td><td>85</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>10</td><td>16</td><td>21</td></tr> <tr><td>近畿厚生局</td><td>38</td><td>36</td><td>47</td></tr> <tr><td>中国四国厚生局</td><td>32</td><td>33</td><td>32</td></tr> <tr><td>九州厚生局</td><td>24</td><td>23</td><td>32</td></tr> <tr><td>合計</td><td>162</td><td>204</td><td>233</td></tr> </tbody> </table> <p>3. 基本財産処分の承認</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				22 年度	23 年度	24 年度	北海道厚生局	1	1	1	東北厚生局	13	14	17	関東信越厚生局	116	122	139	東海北陸厚生局	20	21	23	近畿厚生局	57	64	68	中国四国厚生局	31	35	40	九州厚生局	26	30	34	合計	264	287	322		22 年度	23 年度	24 年度	北海道厚生局	2	2	2	東北厚生局	6	12	14	関東信越厚生局	50	82	85	東海北陸厚生局	10	16	21	近畿厚生局	38	36	47	中国四国厚生局	32	33	32	九州厚生局	24	23	32	合計	162	204	233		22 年度	23 年度	24 年度				
	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																
北海道厚生局	1	1	1																																																																																
東北厚生局	13	14	17																																																																																
関東信越厚生局	116	122	139																																																																																
東海北陸厚生局	20	21	23																																																																																
近畿厚生局	57	64	68																																																																																
中国四国厚生局	31	35	40																																																																																
九州厚生局	26	30	34																																																																																
合計	264	287	322																																																																																
	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																
北海道厚生局	2	2	2																																																																																
東北厚生局	6	12	14																																																																																
関東信越厚生局	50	82	85																																																																																
東海北陸厚生局	10	16	21																																																																																
近畿厚生局	38	36	47																																																																																
中国四国厚生局	32	33	32																																																																																
九州厚生局	24	23	32																																																																																
合計	162	204	233																																																																																
	22 年度	23 年度	24 年度																																																																																

	<table border="1"> <tbody> <tr><td>北海道厚生局</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>東北厚生局</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>関東信越厚生局</td><td>9</td><td>10</td><td>12</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>近畿厚生局</td><td>10</td><td>7</td><td>4</td></tr> <tr><td>中国四国厚生局</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>九州厚生局</td><td>7</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>合計</td><td>31</td><td>28</td><td>27</td></tr> </tbody> </table>	北海道厚生局	0	0	0	東北厚生局	0	0	1	関東信越厚生局	9	10	12	東海北陸厚生局	1	1	0	近畿厚生局	10	7	4	中国四国厚生局	4	5	5	九州厚生局	7	5	5	合計	31	28	27				
北海道厚生局	0	0	0																																		
東北厚生局	0	0	1																																		
関東信越厚生局	9	10	12																																		
東海北陸厚生局	1	1	0																																		
近畿厚生局	10	7	4																																		
中国四国厚生局	4	5	5																																		
九州厚生局	7	5	5																																		
合計	31	28	27																																		
	<p>4. 基本財産担保提供の承認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道厚生局</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>東北厚生局</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr> <tr><td>関東信越厚生局</td><td>9</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>東海北陸厚生局</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>近畿厚生局</td><td>0</td><td>7</td><td>3</td></tr> <tr><td>中国四国厚生局</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>九州厚生局</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12</td><td>20</td><td>13</td></tr> </tbody> </table>		22年度	23年度	24年度	北海道厚生局	0	2	0	東北厚生局	0	1	0	関東信越厚生局	9	6	6	東海北陸厚生局	2	2	1	近畿厚生局	0	7	3	中国四国厚生局	1	2	2	九州厚生局	0	0	1	合計	12	20	13
	22年度	23年度	24年度																																		
北海道厚生局	0	2	0																																		
東北厚生局	0	1	0																																		
関東信越厚生局	9	6	6																																		
東海北陸厚生局	2	2	1																																		
近畿厚生局	0	7	3																																		
中国四国厚生局	1	2	2																																		
九州厚生局	0	0	1																																		
合計	12	20	13																																		
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告																																				
その他各方面の意見																																					
平成21年工程表における見直しの内容																																					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の整備に関する法律」の施行に伴う社会福祉法の一部改正により、都道府県等が処理している社会福祉法人に関する認可等については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないものに限りに、平成25年4月1日よりすべての市に移譲されたところ。																																				
その他既往の政府方針等																																					
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">A-a</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条</p>																																				

	件とする。さもないければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 12																																																																																																																																																
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																																																			
事務・権限名	生活保護法に規定する保護施設（都道府県立）の監督																																																																																																																																																		
事務・権限の概要	<p>目的 生活保護法第 23 条第 1 項の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営、施設運営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について助言、一般監査指導を行うことによって、適正な事業運営及び施設運営を図る。</p> <p>根拠法令 ・生活保護法（昭和 25 年第 144 号）第 23 条第 1 項</p> <p>関係する通知 ・生活保護法による保護施設に対する指導監査について（H12. 10. 25 社援第 2395 号） ・生活保護法による保護施設指導監査の実施について（H13. 3. 30 社援監発第 8 号）</p>																																																																																																																																																		
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 25 年度予算）																																																																																																																																																		
関係職員数	21 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																																																																																																																																		
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>42</td> <td>37</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>（北海道局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東信越局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東海北陸局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（近畿局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>指定件数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>（中国四国局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（九州局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護施設数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>指導監査件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	42	37	36	35	36	指導監査件数	12	14	8	5	8	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	1	1	1	1	1	指導監査件数	0	1	0	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	7	4	4	3	4	指導監査件数	1	2	1	0	0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	5	5	5	5	5	指導監査件数	2	2	0	0	1	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	11	11	11	10	10	指導監査件数	3	3	2	0	2	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	11	10	10	10	10	指定件数	4	4	3	3	3	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	4	3	3	3	3	指導監査件数	1	1	1	1	1	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	保護施設数	3	3	2	3	3	指導監査件数	1	1	1	1	1
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	42	37	36	35	36																																																																																																																																														
指導監査件数	12	14	8	5	8																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	1	1	1	1	1																																																																																																																																														
指導監査件数	0	1	0	0	0																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	7	4	4	3	4																																																																																																																																														
指導監査件数	1	2	1	0	0																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	5	5	5	5	5																																																																																																																																														
指導監査件数	2	2	0	0	1																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	11	11	11	10	10																																																																																																																																														
指導監査件数	3	3	2	0	2																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	11	10	10	10	10																																																																																																																																														
指定件数	4	4	3	3	3																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	4	3	3	3	3																																																																																																																																														
指導監査件数	1	1	1	1	1																																																																																																																																														
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																																														
保護施設数	3	3	2	3	3																																																																																																																																														
指導監査件数	1	1	1	1	1																																																																																																																																														
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：廃止・民営化																																																																																																																																																		
その他各方面の意見	地方分権改革推進委員会第二次勧告：地方へ移譲																																																																																																																																																		

平成 21 年工程表における見直しの内容	生活保護法に規定する保護施設等（都道府県立等）の監督は都道府県等に移譲する。
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 734 363 869" style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">C</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>保護施設に対する指導監査については、都道府県が行っている。</p> <p>他方、国においては、都道府県等が行う生活保護の施行事務について監査を行っており、その一環として、都道府県設置の保護施設に対して監査を実施している。</p> <p>都道府県等への施行事務監査については、生活保護行政の適切な運営を図るとともに、必要な保護が国全体として実施されるよう行われているものであり、こうした観点から、当該事務については、引き続き国が実施すべきである。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方厚生（支）局 No. 13

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認																																																								
事務・権限の概要	<p>具体的に業務内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活協同組合に係る許認可等 <ul style="list-style-type: none"> ・組合の設立及び解散認可 ・定款・共済事業規約等の変更認可 ・員外利用の許可 <p style="text-align: right;">等</p> <p>（関係する法令・通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号） ○消費生活協同組合模範定款例（平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328073 号） ○共済事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成 20 年 3 月 31 日社援発第 0331005 号） ○貸付事業向けの総合的な監督指針の策定について（平成 19 年 12 月 18 日社援発第 1218002 号） ○消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて（平成 20 年 3 月 28 日社援地発第 0328003 号） 																																																								
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費 61 百万円の内数（平成 25 年度予算）																																																								
関係職員数	5 1 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																																								
事務量（アウトプット）	<p>（合 計）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>定款変更の認可件数</td> <td>10</td> <td>29</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>規約変更の認可件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合併認可件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>解散認可件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>契約者割戻準備金積立の承認件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北厚生局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管組合数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>定款変更の認可件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>規約変更の認可件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合併認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>解散認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>契約者割戻準備金積立の承認件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（関東信越厚生局）</p>		H22 年度	H23 年度	H24 年度	所管組合数	55	55	55	定款変更の認可件数	10	29	12	規約変更の認可件数	1	2	0	合併認可件数	1	2	1	解散認可件数	1	0	4	契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0		H22 年度	H23 年度	H24 年度	所管組合数	3	3	3	定款変更の認可件数	1	1	0	規約変更の認可件数	1	2	0	合併認可件数	0	0	0	解散認可件数	0	0	0	契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																																																						
所管組合数	55	55	55																																																						
定款変更の認可件数	10	29	12																																																						
規約変更の認可件数	1	2	0																																																						
合併認可件数	1	2	1																																																						
解散認可件数	1	0	4																																																						
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0																																																						
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																																																						
所管組合数	3	3	3																																																						
定款変更の認可件数	1	1	0																																																						
規約変更の認可件数	1	2	0																																																						
合併認可件数	0	0	0																																																						
解散認可件数	0	0	0																																																						
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0																																																						

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	28	28	28
定款変更の認可件数	2	19	3
規約変更の認可件数	0	0	0
合併認可件数	0	0	1
解散認可件数	0	0	3
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0

(東海北陸厚生局)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	7	7	7
定款変更の認可件数	2	1	2
規約変更の認可件数	0	0	0
合併認可件数	0	0	0
解散認可件数	0	0	0
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0

(近畿厚生局)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	10	11	10
定款変更の認可件数	4	6	3
規約変更の認可件数	0	0	0
合併認可件数	1	1	0
解散認可件数	0	0	1
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0

(中国四国厚生局)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	4	4	5
定款変更の認可件数	1	2	3
規約変更の認可件数	0	0	0
合併認可件数	0	1	0
解散認可件数	0	0	0
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0

(九州厚生局)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度
所管組合数	3	2	2
定款変更の認可件数	0	0	1
規約変更の認可件数	0	0	0

	<table border="1"> <tr> <td>合併認可件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>解散認可件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>契約者割戻準備金積立の承認件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※北海道厚生局、四国支局は所管生協なし</p>	合併認可件数	0	0	0	解散認可件数	1	0	0	契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0
合併認可件数	0	0	0										
解散認可件数	1	0	0										
契約者割戻準備金積立の承認件数	0	0	0										
地方側の意見	—												
その他各方面の意見	—												
平成21年工程表における見直しの内容	—												
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—												
その他既往の政府方針等	—												
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A-a</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可かつ実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>												
備考	—												

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方厚生（支）局	No. 14
----------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）				
事務・権限名	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）			
事務・権限の概要	<p>精神保健指定医は、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を終了した医師のうちから国がこれを指定している。（精神保健福祉法第 18 条）</p> <p>当該指定に関する業務のうち、地方厚生局においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県を經由して提出される新規申請受付、申請書類の確認 ② 指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き ③ 指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き ④ 死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知 <p>等を実施している。（同法施行令第 2 条の 2、同法施行規則第 1 条）（委任規定：同法 51 条の 14、同法施行令第 15 条、同法施行規則第 41 条）</p>			
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 25 年度予算）			
関係職員数	16 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）			
事務量（アウト プット）	（全国）			
		22 年度	23 年度	24 年度
	指定医の証の発行（新規）	520 件	575 件	472 件
	指定医の証の発行（更新等）	2213 件	2280 件	2867 件
	指定医の証の再発行	77 件	87 件	95 件
	指定医の取消	0 件	1 件	2 件
	指定不適格者への通知	75 件	68 件	84 件
	辞退届・死亡届の受理	33 件	36 件	36 件
	（北海道厚生局）			
		22 年度	23 年度	24 年度
	指定医の証の発行（新規）	17 件	15 件	27 件
	指定医の証の発行（更新等）	116 件	103 件	168 件
	指定医の証の再発行	6 件	5 件	2 件
	指定医の取消	0 件	0 件	1 件
	指定不適格者への通知	14 件	8 件	7 件
	辞退届・死亡届の受理	0 件	0 件	1 件
	（東北厚生局）			
		22 年度	23 年度	24 年度
	指定医の証の発行（新規）	30 件	36 件	24 件
	指定医の証の発行（更新等）	165 件	148 件	195 件
指定医の証の再発行	0 件	7 件	5 件	
指定医の取消	0 件	0 件	0 件	
指定不適格者への通知	7 件	3 件	4 件	
辞退届・死亡届の受理	2 件	8 件	2 件	

(関東信越厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	189件	231件	192件
指定医の証の発行（更新等）	808件	785件	1046件
指定医の証の再発行	32件	33件	55件
指定医の取消	0件	1件	1件
指定不適格者への通知	26件	16件	26件
辞退届・死亡届の受理	12件	4件	10件

(東海北陸厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	61件	49件	42件
指定医の証の発行（更新等）	218件	241件	299件
指定医の証の再発行	9件	9件	2件
指定医の取消	0件	0件	0件
指定不適格者への通知	4件	8件	11件
辞退届・死亡届の受理	4件	6件	5件

(近畿厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	89件	96件	84件
指定医の証の発行（更新等）	308件	342件	515件
指定医の証の再発行	12件	14件	13件
指定医の取消	0件	0件	0件
指定不適格者への通知	7件	8件	2件
辞退届・死亡届の受理	4件	10件	5件

(中国四国厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	52件	51件	42件
指定医の証の発行（更新等）	271件	287件	234件
指定医の証の再発行	5件	5件	6件
指定医の取消	0件	0件	0件
指定不適格者への通知	6件	5件	9件
辞退届・死亡届の受理	5件	4件	8件

(九州厚生局)

	22年度	23年度	24年度
指定医の証の発行（新規）	82件	97件	61件
指定医の証の発行（更新等）	327件	374件	410件
指定医の証の再発行	13件	14件	12件
指定医の取消	0件	0件	0件
指定不適格者への通知	11件	20件	25件
辞退届・死亡届の受理	6件	4件	5件

地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 PT の最終報告：地方に移譲
その他各方面の意見	
平成 21 年工程表における見直しの内容	
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	
その他既往の政府方針等	<p>精神保健指定医の指定に関する事務は、指定医の業務が精神障害者本人の意思によらない入院や行動制限等の判定を行う等、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係するものであることから国の責任において実施する必要がある。</p> <p>指定に関する業務のうち、指定医証の交付等については、行政の効率化の観点から、各地方厚生局に当該事務に必要な人員を配置し、効率的な業務執行を実施している。</p>
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A-a</div> （参考） 平成 22 年の検討結果 A-a	（区分の理由等） 指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的に関わらない事務（上記①～④の事務を想定）については、指定医証の取扱いについて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能であると考えられるため、移譲することとする。
備考	当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 15																																					
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																								
事務・権限名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行																																							
事務・権限の概要	<p>特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受けるところを一括して償還を行うもの。</p> <p>特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であることについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書（福祉事務所が発行）の提出を受ける。 ・ 地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認を行う。 																																							
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 25 年度予算）																																							
関係職員数	16 人の内数(平成 25 年 4 月 1 日現在)																																							
事務量（アウト プット）	<p>・ 証明書交付件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">平成 22 年度</th> <th style="width: 20%;">平成 23 年度</th> <th style="width: 20%;">平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道厚生局</td> <td style="text-align: center;">9 件</td> <td style="text-align: center;">11 件</td> <td style="text-align: center;">6 件</td> </tr> <tr> <td>東北厚生局</td> <td style="text-align: center;">44 件</td> <td style="text-align: center;">18 件</td> <td style="text-align: center;">7 件</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td style="text-align: center;">109 件</td> <td style="text-align: center;">53 件</td> <td style="text-align: center;">30 件</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td style="text-align: center;">47 件</td> <td style="text-align: center;">26 件</td> <td style="text-align: center;">16 件</td> </tr> <tr> <td>近畿厚生局</td> <td style="text-align: center;">157 件</td> <td style="text-align: center;">84 件</td> <td style="text-align: center;">40 件</td> </tr> <tr> <td>中国四国厚生局</td> <td style="text-align: center;">77 件</td> <td style="text-align: center;">23 件</td> <td style="text-align: center;">28 件</td> </tr> <tr> <td>九州厚生局</td> <td style="text-align: center;">161 件</td> <td style="text-align: center;">74 件</td> <td style="text-align: center;">44 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">604 件</td> <td style="text-align: center;">289 件</td> <td style="text-align: center;">171 件</td> </tr> </tbody> </table>					平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	北海道厚生局	9 件	11 件	6 件	東北厚生局	44 件	18 件	7 件	関東信越厚生局	109 件	53 件	30 件	東海北陸厚生局	47 件	26 件	16 件	近畿厚生局	157 件	84 件	40 件	中国四国厚生局	77 件	23 件	28 件	九州厚生局	161 件	74 件	44 件	合 計	604 件	289 件	171 件
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																																					
北海道厚生局	9 件	11 件	6 件																																					
東北厚生局	44 件	18 件	7 件																																					
関東信越厚生局	109 件	53 件	30 件																																					
東海北陸厚生局	47 件	26 件	16 件																																					
近畿厚生局	157 件	84 件	40 件																																					
中国四国厚生局	77 件	23 件	28 件																																					
九州厚生局	161 件	74 件	44 件																																					
合 計	604 件	289 件	171 件																																					
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止 P T の最終報告：地方へ移譲																																							
その他各方面の 意見	—																																							
平成 21 年工程表 における見直し の内容	—																																							
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—																																							
その他既往の政 府方針等	<p><出先機関改革に係る公開討議(平成22 年5 月12 日 厚生労働省)における方針></p> <p>本事業においては、以下の事項について対応可能であれば、地方へ業務移管することが可能。</p>																																							

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の根拠規定を明確化した上で、裁定事務と同様、法定受託事務とする法令上の手当を行う。 ・ 特別買上償還の多い年度は、特別弔慰金等の裁定事務で都道府県が多忙な年度と重なるため、都道府県において、迅速な対応ができるよう体制を整える。
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A-a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定受託事務とし都道府県において行われているものである。 <p>今後、特別買上償還に関する証明書の発行事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。</p> <p>なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。</p>
<p>備考</p>	<p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局		No. 16																																																													
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																	
事務・権限名	医師等の臨床研修施設等の指導監督																																																																
事務・権限の概要	<p>【目的】 臨床研修が必修化されたことに伴い、臨床研修病院において適正な臨床研修が実施されるようにするため指導體制、研修プログラム、研修の実施状況、病院の運営状況等について指導等実地検査を実施する。</p> <p>【根拠法令】 なし（任意の検査であり、法令等に基づき行う強制的なものではない。）</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の定期的な実地調査 ・各種手続き（年次報告等）の事務処理 等 																																																																
予算の状況 （単位：百万円）	臨床研修病院指導等経費 5百万円の内数（平成 25 年度予算）																																																																
関係職員数	1 2 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																																																
事務量（アウト プット）	<p>1. 医師 （全国）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業務指標</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 実地調査実施数</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">48</td> </tr> <tr> <td>(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数</td> <td style="text-align: center;">442</td> <td style="text-align: center;">424</td> <td style="text-align: center;">490</td> </tr> <tr> <td>(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数</td> <td style="text-align: center;">7, 782</td> <td style="text-align: center;">7, 861</td> <td style="text-align: center;">7, 644</td> </tr> </tbody> </table> <p>（北海道局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業務指標</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 実地調査実施数</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td>(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td>(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数</td> <td style="text-align: center;">294</td> <td style="text-align: center;">265</td> <td style="text-align: center;">219</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北厚生局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業務指標</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 実地調査実施数</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数</td> <td style="text-align: center;">454</td> <td style="text-align: center;">452</td> <td style="text-align: center;">470</td> </tr> </tbody> </table>					業務指標	22年度	23年度	24年度	(1) 実地調査実施数	65	47	48	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	5	9	11	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	442	424	490	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	7, 782	7, 861	7, 644	業務指標	22年度	23年度	24年度	(1) 実地調査実施数	15	10	11	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	-	-	1	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	17	29	45	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	294	265	219	業務指標	22年度	23年度	24年度	(1) 実地調査実施数	21	10	9	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	-	1	3	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	40	34	32	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	454	452	470
業務指標	22年度	23年度	24年度																																																														
(1) 実地調査実施数	65	47	48																																																														
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	5	9	11																																																														
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	442	424	490																																																														
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	7, 782	7, 861	7, 644																																																														
業務指標	22年度	23年度	24年度																																																														
(1) 実地調査実施数	15	10	11																																																														
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	-	-	1																																																														
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	17	29	45																																																														
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	294	265	219																																																														
業務指標	22年度	23年度	24年度																																																														
(1) 実地調査実施数	21	10	9																																																														
(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	-	1	3																																																														
(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	40	34	32																																																														
(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	454	452	470																																																														

(関東信越厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	9	1	6
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	2	1	2
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	157	150	139
(4) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	2,972	3,175	3,026

(東海北陸厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	1	6	1
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	1	2	1
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	46	84	93
(4) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	965	963	1,008

(近畿厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	9	1	5
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	2	2	1
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	42	46	50
(4) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	1,538	1,482	1,415

(中国四国厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	8	10	10
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	-	2	1
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	67	42	69
(4) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録件数	603	598	594

(九州厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1) 実地調査実施数	2	9	6
(2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	-	1	2
(3) 臨床研修プログラムの変更審査件数	73	39	62

(4)臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	956	926	912
----------------------------	-----	-----	-----

2. 歯科医師

(全国)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1)実地調査実施数	47	47	44
(2)臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	13	10	15
(3)臨床研修プログラムの 変更審査件数	106	113	119
(4)臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	2305	2341	2404

(北海道局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1)実地調査実施数	3	2	2
(2)臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	0	1	1
(3)臨床研修プログラムの 変更審査件数	3	3	9
(4)臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	105	104	101

(東北厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1)実地調査実施数	2	2	2
(2)臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	0	0	0
(3)臨床研修プログラムの 変更審査件数	5	7	5
(4)臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	136	148	169

(関東信越厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1)実地調査実施数	16	16	16
(2)臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	7	3	9
(3)臨床研修プログラムの 変更審査件数	49	48	50
(4)臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	1087	1077	1164

(東海北陸厚生局)

業務指標	22年度	23年度	24年度
(1)実地調査実施数	8	9	8
(2)臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	2	3	2

	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	9	10	10
	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	245	245	241
	(近畿厚生局)			
	業務指標	22年度	23年度	24年度
	(1) 実地調査実施数	7	9	6
	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	1	2	0
	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	8	8	5
	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	246	264	252
	(中国四国厚生局)			
	業務指標	22年度	23年度	24年度
	(1) 実地調査実施数	7	4	6
	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	2	0	3
	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	20	20	19
	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	188	162	157
	(九州厚生局)			
	業務指標	22年度	23年度	24年度
	(1) 実地調査実施数	4	5	4
	(2) 臨床研修病院の新規指 定申請に係る審査件数	1	1	0
	(3) 臨床研修プログラムの 変更審査件数	12	17	21
	(4) 臨床研修を修了した旨 の医籍への登録件数	298	341	320
地方側の意見	全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲			
その他各方面の 意見	—			
平成21年工程表 における見直しの 内容	—			
平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	—			

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 315 363 450" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A - a</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国一律の基準により研修内容に応じたきめ細かい指導監督を行うことが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p>都道府県へ権限を移譲することとした際には、臨床研修施設を指導するに足る医学的知見を持った者が業務を行うよう地方機関に確保してもらう必要があるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>また、病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。</p>

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方厚生（支）局	No. 17
----------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名 総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等

事務・権限の概要

【目的】
製造・加工技術、衛生管理の高度化に対応するため、厚生労働大臣による個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより、多様な食品の製造・加工を可能とすること。また、HACCP手法を取り入れていることが承認の要件となっており、我が国における食品の衛生管理の向上のため、HACCP手法の普及を推進すること。

【根拠条文】
食品衛生法第13条、第14条

【業務内容】

- ・総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認
- ・総合衛生管理製造過程に関する変更の承認
- ・総合衛生管理製造過程の取消に関する本省への報告
- ・総合衛生管理製造過程の更新の承認
- ・総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項

予算の状況
(単位:百万円) 食品衛生の試験検査等に必要経費 24百万円の内数 (平成25年度予算)

関係職員数 51人の内数 (平成25年4月1日現在)

事務量（アウトプット）	(北海道局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	総合衛生管理製造過程承認施設数	57	54	54	53	52
	新規承認件数	1	1	0	5	2
	変更承認件数	4	4	0	0	0
	更新承認件数	20	7	26	16	7
	承認施設の立入調査	37	56	56	54	56
	(東北局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	総合衛生管理製造過程承認施設数	45	45	47	43	42
	新規承認件数	1	5	1	0	2
	変更承認件数	3	1	1	1	2
	更新承認件数	16	3	19	19	4
	承認施設の立入調査	42	39	47	43	42
	(関東信越局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	総合衛生管理製造過程承認施設数	168	172	166	161	162

施設数					
新規承認件数	5	7	1	10	12
変更承認件数	21	8	11	9	6
更新承認件数	66	24	73	57	27
承認施設の立入調査	198	182	171	189	173

(東海北陸局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	81	87	86	83	84
新規承認件数	7	3	4	5	1
変更承認件数	9	5	5	7	6
更新承認件数	29	12	34	29	16
承認施設の立入調査	86	88	86	83	84

(近畿局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	66	67	64	65	62
新規承認件数	2	2	2	4	3
変更承認件数	3	6	3	2	0
更新承認件数	18	9	34	15	11
承認施設の立入調査	59	61	58	58	56

(中国四国局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	65	64	63	58	57
新規承認件数	0	0	0	1	1
変更承認件数	3	1	2	5	0
更新承認件数	30	11	22	29	6
承認施設の立入調査	46	45	43	44	44

(九州局)

業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
総合衛生管理製造過程承認施設数	70	67	67	66	63
新規承認件数	2	1	2	2	0
変更承認件数	4	1	4	4	1
更新承認件数	20	7	24	33	8
承認施設の立入調査	36	48	26	31	42

地方側の意見

全国知事会「出先機関原則廃止PT最終報告」：地方へ移譲

「公開討議の概要」

- ・食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだね

	<p>ることが適切。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。 ・食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。
その他各方面の意見	<p>特区構想に伴う北海道からの総合衛生管理製造過程制度の知事への権限委譲の提案に対する意見（日本食品衛生協会、日本乳業協会、日本食肉加工協会）（平成17年8月3日）</p> <p>北海道知事から道州制特区構想にともなう食品衛生法第13条の総合衛生管理製造過程承認制度に関する権限委譲の提案がなされています。この提案には、総合衛生管理製造過程承認制度の対象食品のほとんどが全国的に広域流通していることから、国が責任を持って対応すべきです。</p> <p>そのためには国の機関である厚生局が全国レベルの視点に立ち、全国一律の運用により承認に関する一連の事務を実施している現行の厚生労働大臣による承認制度を維持する方が、食の安全を確保するために重要かつ必須であり、この提案に同意することはできません。</p>
平成21年工程表における見直しの内容	—
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	—
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>A - a (一部C)</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 A-a (一部C)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。 (※1) ① 海外施設の承認 輸入に関する事務であるため、国において実施する。 ② 総合衛生管理製造過程における例外承認(※2) 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当) なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施する。 ・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法(※3)の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。 <p>※1：当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制</p>

	<p>が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p> <p>※2：総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。</p> <p>※3：食品の原料の受入から製造・出荷までのすべての行程において危害の発生を防止するための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバル・スタンダードである。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方厚生（支）局	No. 18
----------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	指定検査機関の指定等 (食鳥検査法の指定検査機関)
--------	------------------------------

事務・権限の概要	<p>【目的】 食鳥検査法の全部又は一部を行わせる者を指定することにより、食鳥検査の適正かつ確実な実施を担保し、衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ること。</p> <p>【根拠法令】 食鳥検査の事業の実施及び食鳥検査に関する法律第 21 条～第 35 条</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定検査機関の指定 ・ 指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・ 指定検査機関の役員の選任又は解任の許可 ・ 指定検査機関の業務規定の認可 ・ 指定検査機関の業務規定の認可 ・ 指定検査機関事業計画等の認可 ・ 指定検査機関に対する監督命令 ・ 指定検査機関の業務の休廃止の許可 ・ 指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 ・ 指定検査機関の立入及び指導等
----------	---

予算の状況 (単位:百万円)	食品衛生の試験検査等に必要経費 24 百万円の内数 (平成 25 年度予算)
-------------------	--

関係職員数	51 人の内数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
-------	-----------------------------

事務量 (アウト プット)	(北海道局)					
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
	指定検査機関数	0	0	0	0	0
	新規登録件数	0	0	0	0	0
	事業計画の認可件数	0	0	0	0	0
	(東北局)					
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
	指定検査機関数	2	2	2	2	2
	新規登録件数	0	0	0	0	0
	事業計画の認可件数	2	2	2	2	2
	(関東信越局)					
	業務指標	H20	H21	H22	H23	H24

指定検査機関数	0	0	0	0	0
新規登録件数	0	0	0	0	0
事業計画の認可件数	0	0	0	0	0

(東海北陸局)

業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
指定検査機関数	2	2	2	2	2
新規登録件数	0	0	0	0	0
事業計画の認可件数	2	2	2	2	2

(近畿局)

業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
指定検査機関数	5	4	4	4	4
新規登録件数	0	0	0	0	0
事業計画の認可件数	5	4	4	4	4

(中国四国局)

業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
指定検査機関数	5	5	5	5	4
新規登録件数	0	0	0	0	0
事業計画の認可件数	5	5	5	5	4

(九州局)

業務指標	H20	H21	H22	H23	H24
指定検査機関数	3	3	3	3	3
新規登録件数	0	0	0	0	0
事業計画の認可件数	3	3	3	3	3

地方側の意見

全国知事会「出先機関原則廃止PT最終報告」：地方へ移譲

「公開討議の概要」

- ・ 食品衛生業務については、農林部門との連携が必要であり、地方自治体にゆだねることが適切。
- ・ 食品の問題については、都道府県に一元化した方が、相談を含めより専門的・効果的に実施できる。
- ・ 食品の輸出入に関する事務は国に残す事務としている。

その他各方面の意見	—
平成 21 年工程表における見直しの内容	—
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—
その他既往の政府方針等	—
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">A - a</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。 ・ この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、指定及び委任の制度の見直しを含め制度上の設計につき検討を要する。 <p>（例：指定検査機関は全国に 15 カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たる必要がある。）</p> <p>※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：地方厚生局	No. 19
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	
事務・権限の概要	健康増進法においては、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止しており（法§32の2）、これに違反して表示した者がある場合において、国（消費者庁長官・地方厚生局長）が勧告（法§32の3(1)）、命令（法§32の3(2)）を行うことができることとされている。	
予算の状況 （単位：百万円）	食品の安全対策等に必要な経費 0.48百万円の内数（平成25年度予算）	
関係職員数	51人の内数（平成25年4月1日現在）	
事務量（アウトプット）	1. 相談及び指導件数 H21 201件 H22 188件 H23 139件 2. 立入検査件数 H21 0件 H22 0件 H23 0件 3. 収去件数 H21 0件 H22 0件 H23 0件 4. 勧告件数 H21 0件 H22 0件 H23 0件	
地方側の意見	全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム 平成22年3月23日「国の出先機関の原則廃止に向けて 中間報告」において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」は「地方に移管」とされている。	
その他各方面の意見	-	
平成21年工程表における見直しの内容	「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」は、「一の都道府県内等のみ事業所等がある者に対する勧告の権限を、都道府県等に付与する。」とされている。	
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	-	
その他既往の政府方針等	地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日 第2次勧告において、「健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令」については、「一の都道府県内等のみ事業所等がある者に対する勧告の権限を、都道府県等に付与する。」とされている。	
検討結果（事務・権限の区分）	（区分の理由等） ○ 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体へ移譲することにより、県域レベルの事案について、地方自治体において、より一層効果的に監視・執行を行うことが可能となり、もって、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推進が図られるものと評価されることから、当該事務・権限について、全国一律・一斉に移譲するものとして、地方自治体へ移譲することとする。 ○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の	

<div data-bbox="199 212 367 347" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">A-a</div> <p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 A-a</p>	<p>利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要とあると認められる場合にあつては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、本府省（消費者庁長官）の権限・事務を存置する必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられるため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただくようお願いする。 ○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	—

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 20																																																																																																																											
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																														
事務・権限名	医療監視（特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視）																																																																																																																													
事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <p>特定機能病院について、医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査し、不適正な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療を行う場にふさわしいものとする。</p> <p>また、国民の健康を守るため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合は、国において、病院等からの必要な報告徴収、立入検査等を行うことができる。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>医療法第 25 条第 3 項及び第 4 項及び第 71 条の 3</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>特定機能病院の立入検査業務実施要領（医政指発 0420 第 3 号）</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <p>医療法第 25 条第 3 項に伴う立入検査業務として、①医療安全に関する事項、②院内感染対策に関する事項、③医薬品の安全管理体制に関する事項、④医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、⑤血液製剤・輸血にかかる管理体制、⑥職員健康診断に関する事項等。</p>																																																																																																																													
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費の内数 6 1 百万円（平成 25 年度予算）																																																																																																																													
関係職員数	8 5 人の内数(平成 25 年 4 月 1 日現在)																																																																																																																													
事務量（アウト プット）	<p>(全国)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 4</td> <td>8 5</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 3</td> <td>8 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(北海道局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東北局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関東信越局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 9</td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 8</td> <td>2 9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(東海北陸局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> <td>1 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(近畿局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> </tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> <td>1 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中国四国局)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定機能病院数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>						業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	8 3	8 3	8 3	8 4	8 5	立入検査実施件数	8 3	8 3	8 3	8 3	8 4	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	3	3	3	3	3	立入検査実施件数	3	3	3	3	3	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	6	6	6	6	6	立入検査実施件数	6	6	6	6	6	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	2 8	2 8	2 8	2 9	3 0	立入検査実施件数	2 8	2 8	2 8	2 8	2 9	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	立入検査実施件数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5	立入検査実施件数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	特定機能病院数	6	6	6	6	6
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																									
特定機能病院数	8 3	8 3	8 3	8 4	8 5																																																																																																																									
立入検査実施件数	8 3	8 3	8 3	8 3	8 4																																																																																																																									
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																									
特定機能病院数	3	3	3	3	3																																																																																																																									
立入検査実施件数	3	3	3	3	3																																																																																																																									
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																									
特定機能病院数	6	6	6	6	6																																																																																																																									
立入検査実施件数	6	6	6	6	6																																																																																																																									
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																									
特定機能病院数	2 8	2 8	2 8	2 9	3 0																																																																																																																									
立入検査実施件数	2 8	2 8	2 8	2 8	2 9																																																																																																																									
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																									
特定機能病院数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0																																																																																																																									
立入検査実施件数	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0																																																																																																																									
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																									
特定機能病院数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5																																																																																																																									
立入検査実施件数	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5																																																																																																																									
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																									
特定機能病院数	6	6	6	6	6																																																																																																																									

	立入検査実施件数	6	6	6	6	6
	(四国支局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	特定機能病院数	4	4	4	4	4
	立入検査実施件数	4	4	4	4	4
	(九州局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	特定機能病院数	11	11	11	11	11
	立入検査実施件数	11	11	11	11	11
	地方側の意見	・ 全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲				
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容						
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報						
その他既往の政府方針等						
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、 ① 指導監督の実施基準は国が策定すること ② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと ③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること <p>等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、 ① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること ② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと <p>等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時にお</p>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">A - a</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 A - a</p>						

	<p>ける病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもないければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	No. 21
---------------------	--------

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	介護保険・サービスに関する指導					
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導 ・市町村（指定都市・中核市を除く。）との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導 ・国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等 ・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び業務管理体制事務に関する指導 ・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導 					
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費（平成 25 年予算） 61 百万円の内数					
関係職員数	33 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）					
事務量（アウト プット）	（全国）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	191	144	98	72	102
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	191	144	99	74	102
	（北海道厚生局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	16	11	18
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	16	17	18
	（東北厚生局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	8	2	12
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	8	2	12
	（関東信越厚生局）					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	25	7	23
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	25	7	23
	（東海北陸厚生局）					
業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	

	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	20	21	20
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	20	21	20
	(近畿厚生局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	2	4	6
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	2	4	6
	(中四国厚生局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	12	14	9
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	13	16	9
	(九州厚生局)					
	業務指標	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	介護保険者に対する実地指導件数	—	—	15	13	14
	介護サービス事業者等に対する実地指導件数	—	—	15	13	14
地方側の意見	・全国知事会 出先機関原則廃止PTの最終報告：地方へ移譲					
その他各方面の意見	介護事業運営の適正化に関する有識者会議（平成19年）、社会保障審議会介護給付費分科会（平成19年）、社会保障審議会介護保険部会（平成20年2月）等において、自治体を実施する実地指導・監査にバラツキが見られるため、監査・指導業務の標準化を図るよう指摘されている。					
平成21年工程表における見直しの内容	—					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	—					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	(区分の理由等) 地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲（全国一律・一斉に移譲するもの）とすることは可能である。 なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>					

<p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 A-a</p>	<p>国の権限を移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体が行っているところである。</p> <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に対する指導については、適切な制度運営の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保すること。 ○ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業所からの届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施されるようにする必要があること。 ○ 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、緊急時又はコムスンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、業務権限移譲後においても、総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要があること。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方が負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生（支）局	No. 22																																
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																			
事務・権限名	消費生活協同組合の検査指導																																		
事務・権限の概要	<p>消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合に対する報告徴収 ・消費生活協同組合に対する資料提出の要求 ・消費生活協同組合に対する検査 ・消費生活協同組合に対する措置命令 等 <p>（関係する法令・通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 92 条の 2、第 93 条、第 93 条の 2、第 93 条の 3、第 94 条、第 94 条の 2、第 95 条、第 96 条等 ○消費生活協同組合に対する検査の実施について（平成 20 年 9 月 3 日社援発第 0903013 号） ○共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について（平成 20 年 9 月 3 日社援発第 0903011 号） 																																		
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費 61 百万円の内数（平成 25 年度予算）																																		
関係職員数	5 1 人以内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																		
事務量（アウト プット）	<p>・生協検査件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>関東信越</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東海北陸</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中国四国</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※北海道厚生局、四国支局は所管生協なし</p>				H22 年度	H23 年度	H24 年度	東北	1	0	1	関東信越	6	0	2	東海北陸	1	0	2	近畿	3	1	2	中国四国	1	0	1	九州	0	1	1	合計	12	2	9
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																																
東北	1	0	1																																
関東信越	6	0	2																																
東海北陸	1	0	2																																
近畿	3	1	2																																
中国四国	1	0	1																																
九州	0	1	1																																
合計	12	2	9																																
地方側の意見	—																																		
その他各方面の 意見	—																																		
平成 21 年工程表 における見直し の内容	—																																		

<p>平成21年工程表決定 又は平成22年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 636 363 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A - a</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討 結果 A - a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方厚生局	No. 23																																				
事務・権限移譲等検討シート（個票）																																							
事務・権限名	社会福祉法人の指導監査																																						
事務・権限の概要	<p>二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局が所轄庁として社会福祉法人の指導監査等を行う。具体的には、以下の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対する報告徴収及び検査 ・社会福祉法人に対する措置命令 ・社会福祉法人に対する業務停止命令、役員解職勧告 ・社会福祉法人に対する解散命令 ・社会福祉法人の公益事業・収益事業の停止命令 等 <p>（関係する法令・通知）</p> <p>○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条、第 57 条</p> <p>○社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発第 273 号） 等</p>																																						
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 61 百万円の内数（平成 25 年度予算）																																						
関係職員数	50 人の内数（平成 25 年 4 月 1 日現在）																																						
事務量（アウト プット）	<p>・社会福祉法人に対する指導監査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道厚生局</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東北厚生局</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>関東信越厚生局</td> <td>37</td> <td>8</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>近畿厚生局</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中国四国厚生局</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>九州厚生局</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>89</td> <td>47</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table>				22 年度	23 年度	24 年度	北海道厚生局	0	1	0	東北厚生局	4	1	4	関東信越厚生局	37	8	35	東海北陸厚生局	10	5	5	近畿厚生局	18	13	22	中国四国厚生局	13	10	11	九州厚生局	7	9	10	合計	89	47	87
	22 年度	23 年度	24 年度																																				
北海道厚生局	0	1	0																																				
東北厚生局	4	1	4																																				
関東信越厚生局	37	8	35																																				
東海北陸厚生局	10	5	5																																				
近畿厚生局	18	13	22																																				
中国四国厚生局	13	10	11																																				
九州厚生局	7	9	10																																				
合計	89	47	87																																				
地方側の意見	全国知事会 国の出先機関原則廃止 P T の最終報告																																						
その他各方面の 意見																																							
平成 21 年工程表 における見直し の内容																																							
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の整備に関する法律」の施行に伴う社会福祉法の一部改正により、都道府県等が処理している社会福祉法人に関する認可等については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないもの限り、平成 25 年 4 月 1 日よりすべての市に移譲されたところ。</p>																																						

<p>の現状を的確に理解 できるような情報</p>	
<p>その他既往の政 府方針等</p>	
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 450 363 584" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">A-a</p> </div> <p>（参考） 平成 22 年の検討 結果 A-a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の指導監査に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。 <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
<p>備考</p>	